揖保川水系染河内川　洪水浸水想定区域図　計画規模【21/28】

1　説明文

(1)　この図は、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭10年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2)　この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)　なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

(1)　作成主体　　兵庫県

(2)　公表年月日　　令10　年　月　日

(3)　公表する河川　　揖保川水系揖保川、新川、瀬戸川、西横戸川、馬路川、中垣内川、古子川、小犬丸川、十文字川、九所川、春耶川、福厚川、宮前川、上郡川、山津川、住見川、安志川、三濃川、菅野川、滝川、三谷川、津筒川、惣川、母護谷川、横谷川、岡城川、奇河内川、引原川、谷川、小野川、寺本川、千保川、氷谷川、音水川、春水川、道谷川、浜河谷川、福知川、草本川、公文川、市公文川、長瀬川・揖保川（指定廃棄物センター）　西播磨、中播磨）

(4)　その他図示する河川　　揖保川水系林田川、黒語川

(5)　関係市町　　たつの市、姫路市、太子町、宍粟市

(6)　その他の計算条件等

①　この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の水状況は図示していません。

②　この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③　氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④　洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュ計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

宍粟市

姫路市

位置図

鳥取県

揖保川流域

京都府

兵庫県

岡山県

大阪府

1:10,000

0　125　250　500　750　1,000 m

揖保川水系　洪水浸水想定区域図　計画規模【21/28】

凡例

浸水した場合に想定される水深（ランク別）

- 20.0m以上の区域
- 10.0～20.0m未満の区域
- 5.0～10.0m未満の区域
- 3.0～5.0m未満の区域
- 0.5～3.0m未満の区域
- 0.5m未満の区域
- 市町境界
- 浸水想定区域指定の対象となる河川

この地図は、姫路市長の承認を得て、姫路市基本地図デジタルデータ（縮尺1/2,500）デジタルマップを複製使用したものである。
この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　○○、第○○号）

揖保川水系揖保川・深河谷川・福知川・草木川・公文川　洪水浸水想定区域図　計画規模【22/28】

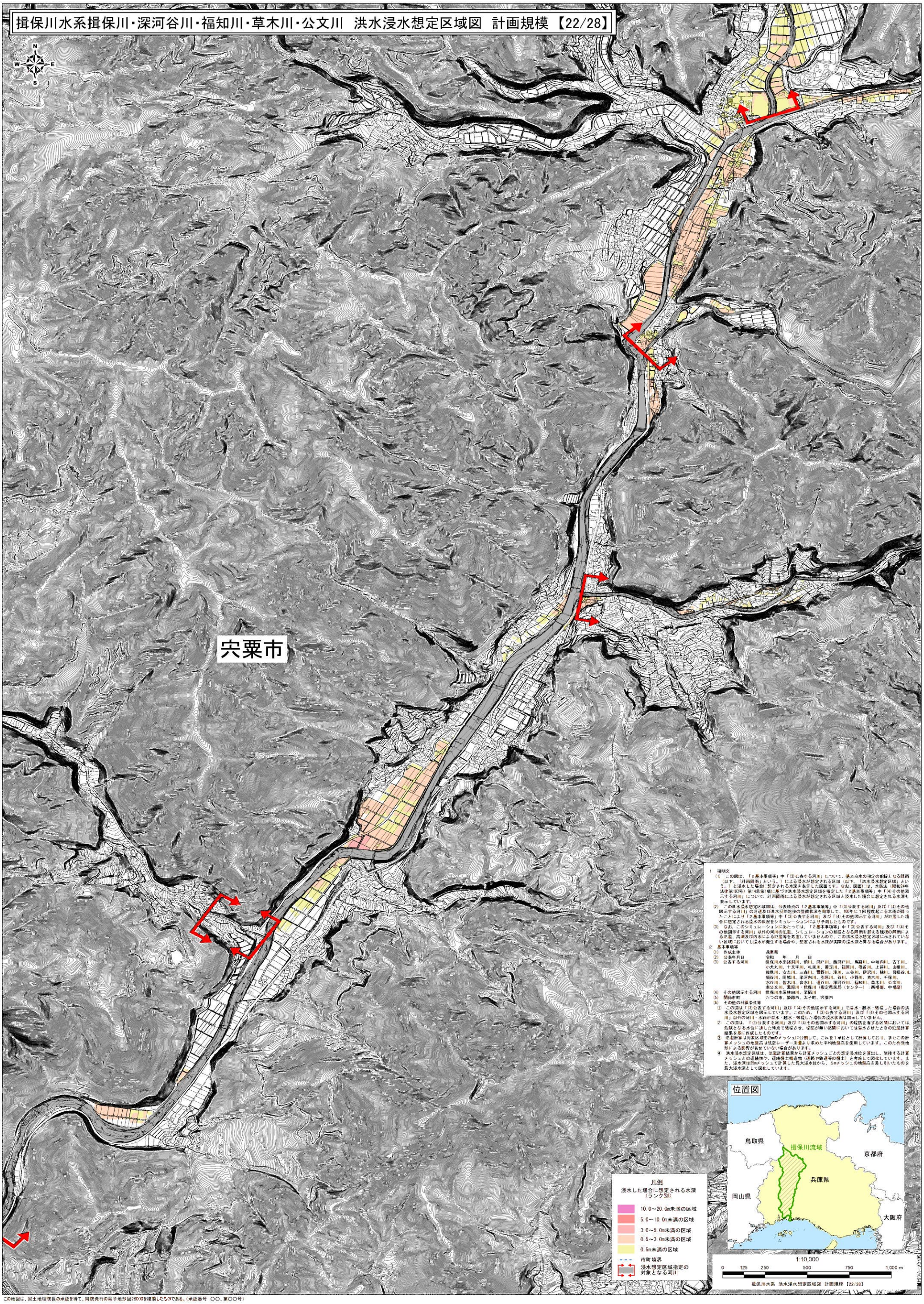

1　説明文

(1)　この図は、「2 基本事項等」中「③公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「④その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2)　この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2 基本事項等」中「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2 基本事項等」中「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)　なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

(1)　作成主体　兵庫県

(2)　公表年月日　令和　年　月　日

(3)　公表する河川　揖保川水系舟渡川、鹿沼川、湯戸川、西湯戸川、馬路川、中垣内川、古子川、小犬丸川、十文字川、札葉川、善定川、福原川、塩首川、上徳川、山根川、住見川、安志川、三森川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、後川、母栖谷川、境谷川、岡城川、塗河内川、引原川、谷川、小野川、青木川、千保川、水谷川、菅木川、倉木川、逢谷川、深河谷川、福知川、草木川、公文川、東公文川、栗原川・揖保川（指定県民局（センター）：西播磨、中播磨）

(4)　その他図示する河川　揖保川水系林田川、栗栖川

(5)　関係市町　たつの市、姫路市、太子町、宍粟市

(6)　その他の計算条件等

①　この図は「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。

②　この図は、「③公表する河川」及び「④その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③　氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④　洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、築堤する計算メッシュとの連続性や、遮蔽盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　○○、第○○号）

揖保川水系揖保川・福知川・草木川・公文川・東公文川・黒原川　洪水浸水想定区域図　計画規模【23/28】

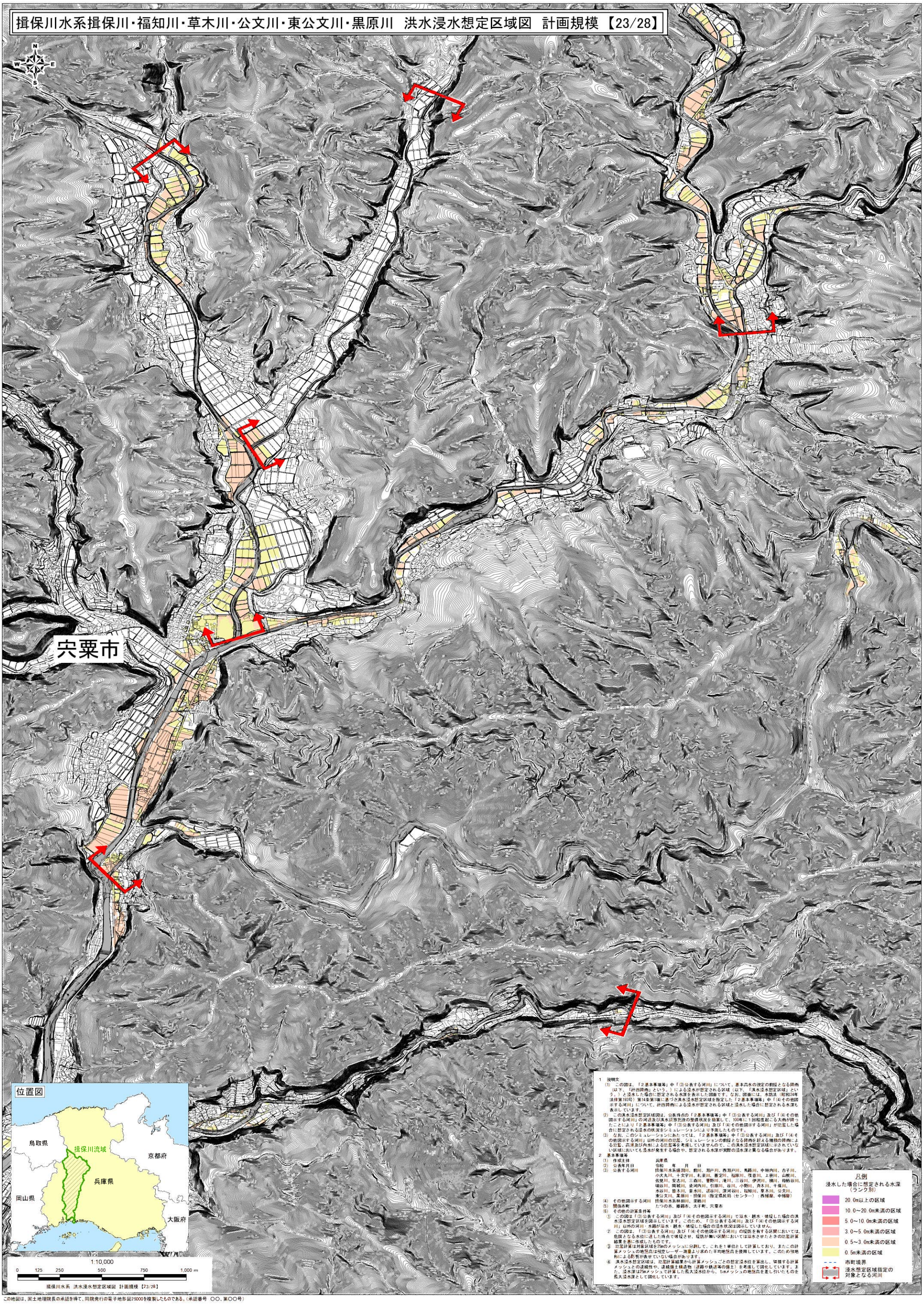

1　説明文

(1)　この図は、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2)　この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)　なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

(1)　作成主体　　兵庫県

(2)　公表年月日　　令和　　年　　月　　日

(3)　公表する河川　　揖保川水系揖保川、飾川、瀬戸川、西濃戸川、馬路川、中垣内川、古子川、小犬丸川、十文字川、礼楽川、善定川、福原川、弥首川、上菅川、山根川、佐見川、安志川、三森川、菅野川、滝川、三谷川、伊沢川、横川、母栖谷川、頃谷川、岡城川、染河内川、引藤川、谷川、小野川、斉木川、千保川、水谷川、笹木川、倉水川、浜谷川、深河谷川、福知川、草木川、公文川、東公文川、黒原川、揖保川（指定条長島（センター）：西幡屋、中幡屋）

(4)　その他図示する河川　　揖保川水系林田川、菅納川

(5)　関係市町　　たつの市、姫路市、太子町、宍粟市

(6)　その他の計算条件等

①　この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。

②　この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③　氾濫計算は対象区域を2mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④　洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は2mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　○○、第○○号）

揖保川水系揖保川・公文川・東公文川・黒原川　洪水浸水想定区域図　計画規模【24/28】

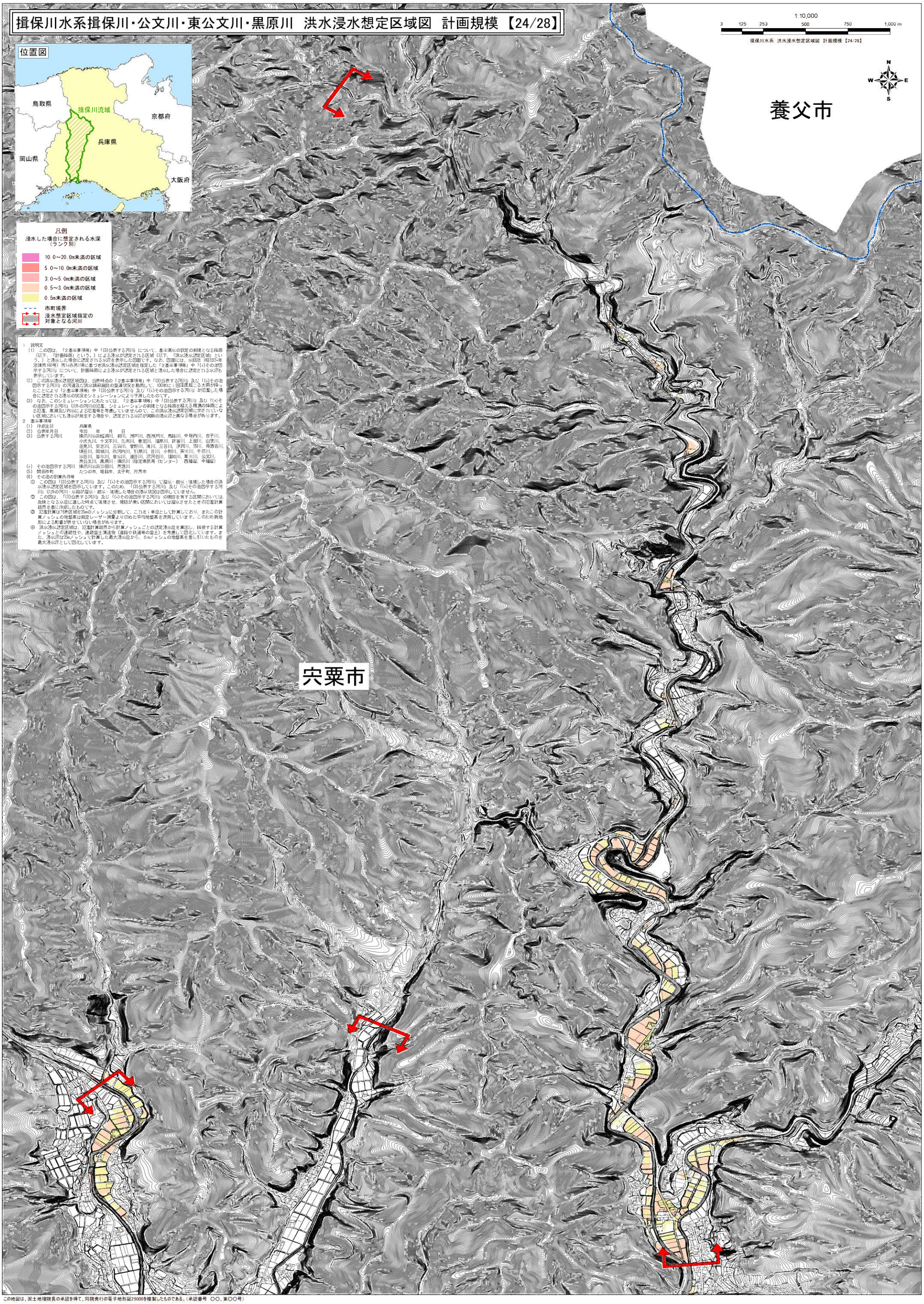

1　説明文

(1)　この図は、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」について、基本高水の設定の前提となる降雨（以下、「計画降雨」という。）による浸水が想定される区域（以下、「洪水浸水想定区域」という。）と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2 基本事項等」中「(4)その他図示する河川」について、計画降雨による浸水が想定される区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。

(2)　この洪水浸水想定区域図は、公表時点の「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、100年に1回程度起こる大雨が降ったことにより「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3)　なお、このシミュレーションにあたっては、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2　基本事項等

(1)　作成主体：　兵庫県

(2)　公表年月日：　令和　年　月　日

(3)　公表する河川：　揖保川水系蛇淵川、前川、坂戸川、西栗河川、馬路川、中垣内川、古子川、小犬丸川、十文字川、北渕川、春河川、福原川、許斐川、上田川、山根川、佐見川、安志川、三谷川、菅野川、滝川、三谷川、浄河川、惣川、母語谷川、城谷川、岡城川、熱河内川、引原川、谷川、小野川、宍粟川、千保川、永谷川、皆水川、倉水川、蓮谷川、河河谷川、福知川、草加川、公文川、東公文川、黒原川、揖保川（播磨県民局（センター）　西播磨、中播磨）

(4)　その他図示する河川：　揖保川水系北田川、黒語川

(5)　関係市町：　たつの市、姫路市、太子町、宍粟市

(6)　その他の計算条件等

①　この図は「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。

②　この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間においては溢水させたとき氾濫計算結果を基に作成したものです。

③　氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため微地形による影響が表せていない場合があります。

④　洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（道路や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差し引いたものを最大浸水深として図化しています。

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000を複製したものである。（承認番号　○○、第○○号）